

2018年4月16日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第462号）

国家発展改革委員会、 国外投資に係る管理弁法を刷新 事前手続き簡素化、事中・事後管理改善へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家発展改革委員会は、2017年12月26日付で公布した『企業国外投資管理弁法』（国家発展改革委員会令〔2017〕第11号、以下『11号弁法』という）を、2018年3月1日より施行しました。プロジェクト情報報告制度および地方政府による予備審査・報告転送プロセスの廃止、認可・届出手続き期限の緩和を通じ、企業に対し国外投資の利便性向上を図る一方、国内企業および国内自然人が支配する国外企業（香港、マカオ、台湾地区の企業を含む）による国外投資も管理の範囲に組み入れること等で企業の国外投資を規範化しています。また、関連政策・情報の照会サービスの提供やオンライン手続きの推進等により、企業の国外投資に向けたサービス向上も図っています。

『11号弁法』は、その施行に伴い廃止された『国外投資プロジェクト認可および届出管理弁法』（国家発展改革委員会令第9号、2014年5月8日施行、以下『旧弁法』という）¹に代わるものです。

□ 事前管理プロセスを簡素化

『旧弁法』は、認可・届出手続きとは別に、中国側投資額が3億米ドル以上の国外買収プロジェクト、国外入札プロジェクトについて、企業が実質的な業務を対外展開する前に国家発展改革委員会へ「プロジェクト情報報告」を送付することを求めていましたが、『11号弁法』はこれらの条文を削除し、プロジェクト情報報告制度を廃止、事前管理プロセスを簡素化しています。

□ 地方政府の予備審査・報告転送を廃止、地方企業によるオンラインでの直接手続きが可能に

『旧弁法』によると、国家発展改革委員会の認可・届出管理対象となるプロジェクトについて、地方

¹ 『旧弁法』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第319号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0324-XF-0105.pdf>

企業（地方政府が管理する企業）であれば、その認可申請資料は所在地の省級政府の予備審査を受けた上で送付、届出申請資料は省級政府経由にて送付するとされてきました。これに対し『11号弁法』は、地方企業がネットワークシステムを通じ直接認可・届出機関へ関連資料を提出する（第18条、第29条）と規定しています。つまり、地方企業はネットワークシステムを通じ直接国家発展改革委員会へ資料を送付し、関連手続きを行えることとなります。

なお、国家発展改革委員会は「国外投資管理・サービスネットワークシステム」の構築を進めており、認可・届出手続き、関連情報の報告は当該システムにて行われます。国家秘密に係るもしくは同システムの使用が妥当ではない事項については、紙ベースで資料の提出ができます（第7条）。

□ 認可・届出手続き期限を契約前からプロジェクト実施前へと緩和

国家発展改革委員会の認可・届出管理対象となるプロジェクトについて、『旧弁法』は、契約前もしくは契約発効前に認可文書もしくは届出通知書を取得しなければならないと規定していました。『11号弁法』は、認可・届出管理対象となるプロジェクトについて、企業はプロジェクト実施前までに認可文書もしくは届出通知書を取得しなければならない（第32条）と規定し、取得期限をプロジェクト実施前までに緩和しました。

一方、有効な認可文書もしくは届出通知書を取得していない企業に対しては、金融機関は関連資金の決済および融資業務を提供してはいけない（第33条）と規定しており、『旧弁法』の貸付禁止に加え、新たに資金決済業務提供の禁止を追加しました。

□ 国内企業・国内自然人支配の国外企業による国外投資も管理の範囲に

『11号弁法』は、国外投資の定義を「中国国内における企業が直接もしくは支配する国外企業を通じて、資産、権益の投入もしくは融資、担保の提供等の方式で、国外所有権、支配権、経営管理権およびその他の関連権益を獲得する投資活動」（第2条）と規定しています。この他、「国内の自然人が支配する国外企業もしくは香港、マカオ、台湾地区の企業による国外投資について、本弁法を参照し執行する」（第63条）と明記しています。国内企業・自然人が支配する国外企業による国外投資も管理の範囲内に収める理由について、国家発展改革委員会は、「国内企業の国際化進展を背景とする国外投資方式の多様化によるリスクを念頭に、管理方法の重点を形式的なものよりも実質的なものに置く」という解釈を示しました。

なお、国内企業・国内自然人が支配する国外企業を通じた国外投資の全てが認可・届出管理の対象というわけではありません。このうち敏感な国・地域、敏感な業界に係るプロジェクトは認可管理の対象であり、第26条にて、国家発展改革委員会による認可の条件を掲げています（右囲み参照）。一方、敏感ではない国・地域、敏感ではない業界に係るプロジェクトについては認可・届出管理の対象ではありま

国外投資プロジェクトの認可条件

- ✓ 中国の法律・法規に違反しないこと
- ✓ 中国の関連発展計画、マクロコントロール政策、産業政策、対外開放政策に違反しないこと
- ✓ 中国が締結もしくは参加している国際条約、協定に違反しないこと
- ✓ 中国の国家利益、国家安全を脅かさず、損なわないこと

（『11号弁法』第26条）

せんが、中国側投資額が3億米ドル以上の場合、国家発展改革委員会に「大口の非敏感類プロジェクト状況報告表」を提出する必要があります（第42条）。

【図表1】 国外投資プロジェクトの管理方法

プロジェクト種類	投資方式	管理分類	投資主体	認可・届出・報告先
敏感類 (敏感な国・地域、 敏感な業界)	直接	認可管理	中央管理企業	国家発展 改革委員会
	支配する 国外企業経由		地方企業	
非敏感類 (敏感ではない国・地域、 敏感ではない業界)	直接	届出管理	中央管理企業	国家発展 改革委員会
			地方企業 (3億米ドル以上)	省級政府の 発展改革部門
	支配する 国外企業経由	報告管理	企業 (3億米ドル以上)	国家発展 改革委員会
			認可・届出・報告不要	企業 (3億米ドル未満)

✓ 上表に掲載した金額はすべて中国側の投資額を指す

✓ 国内の自然人による直接的な国外投資（香港、マカオ、台湾地区を含む）には適用しない。国内の自然人が支配する国外企業（香港、マカオ、台湾地区の企業を含む）による国外投資について、本弁法を参照し執行する（第63条）
（『11号弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

また、『11号弁法』は「本弁法の企業には非金融企業および金融企業が含まれる」（第2条）と規定しており、金融機関の国外投資が管理の範囲に含まれることを明確化しました。国外投資の具体例として、国外企業の 신설や既存国外企業への増資のほかに、土地所有権・使用权、天然資源権益、インフラ権益の獲得、協議・信託等の方式による国外企業・資産の支配等が挙げられています（第2条）。

□ 協同監督・管理および全プロセス管理を改善、企業の報告義務が追加

国家発展改革委員会は「国家の利益および安全を守る」として、協同監督・管理メカニズムを構築し、オンラインモニタリング、面談・書面照会、抜取検査・事実確認等を通じ国外投資を監督するほか、「重大な不利状況報告」、「プロジェクト完了状況報告」等の報告制度を導入し、事中・事後管理を改善しようとしています。

【図表2】 企業の報告義務

	対象	報告期限	報告種類
事前	大口の非敏感類プロジェクト ^{注1}	実施前	「大口の非敏感類プロジェクト状況報告表」（第42条）
事中	重大な不利状況 ^{注2}	発生日から5営業日以内	「重大な不利状況報告表」（第43条）
	投資プロセスにおける重大事項	重大事項質問書簡に記載される期限内	重大事項質問書簡に記載される質問事項を 書面で報告（第45条）
事後	認可・届出管理のプロジェクト	完了日から20営業日以内	「プロジェクト完了状況報告表」（第44条）

注1：国内企業が支配する国外企業を通じた非敏感類プロジェクトのうち、中国側投資額が3億米ドル以上のもの

注2：派遣者の重大な死傷、国外資産の重大な損失、中国と関連国家の外交関係を損なう等

（『11号弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

主な変更箇所については付属資料 1 を、認可・届出手続きの主なプロセスについては付属資料 2 をご参照ください。

なお、『11 号弁法』の詳細については、12 ページからの日本語仮訳および 25 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

付属資料 1 主な変更箇所（一部抜粋、仮訳）

	『旧弁法』	『11号弁法』
定義等について		
国外投資	【第3条】投資主体が 通貨、有価証券、現物、知的財産権 もしくは 技術、持分、債権等 の資産および 権益 の投入もしくは 担保の提供 を通じて、 国外所有権、経営管理権 および その他の関連権益 を獲得する活動。	【第2条】中国国内の企業（以下「投資主体」という）が 直接 もしくは 支配する国外企業を通じ 、 資産、権益 の投入もしくは 融資、担保の提供等 の方式で、 国外所有権、支配権、経営管理権 および その他の関連権益 を獲得する投資活動。
投資活動の具体例		【第2条】主に以下の状況を含むがこれに限らない。(1) 国外土地所有権・使用権等の 権益 の獲得、(2) 国外天然資源 権益 の獲得、(3) 国外インフラ施設 権益 の獲得、(4) 国外企業・資産の 所有権・経営管理権 の獲得、(5) 国外固定資産の 新設・増改築 、(6) 国外企業の 新設・既存国外企業への増資 、(7) 国外 持分投資ファンド の 新設・出資 、(8) 協議、信託等 による 国外企業・資産の支配等 。
投資主体	【第2条】中国国内の各種法人。	【第2条】中国国内の企業。各種タイプの 非金融企業 および 金融企業 を含む。
支配		【第2条】 直接 もしくは 間接的に 企業の 半数以上 の議決権を有する、もしくは 半数以上の議決権 を有さないが、企業の 経営、財務、人事、技術等 の重要事項を 支配可能 。
敏感な国・地域	【第7条】国交を結んでいない、および 国際的制裁を受けている国 、 戦争、内乱等 が起きている国・地域。	【第13条】(1) 国交を結んでいない 国・地域 、(2) 戦争、内乱 が起きている 国・地域 、(3) 中国が締結 もしくは 参加した国際条約・協定等に基づき 企業の 投資を制限する必要がある国・地域 、(4) その他の敏感な国・地域 。
敏感な業界	【第7条】 基本電気通信事業の運営 、 国境 をまたぐ 水資源の開発・利用、大規模土地開発、送電線、電力網、ニュースメディア等 の業界。	【第13条】(1) 武器装備の研究・開発、生産、保守・修理 、(2) 国境をまたぐ 水資源の開発・利用 、(3) ニュースメディア 、(4) 中国の法律・法規および関連コントロール政策に基づき 、 企業の国外投資を制限する必要がある業界 。 「敏感業界目録」は 国家発展改革委員会 が 発布 。
中国側投資額	【第4条】投資主体が 国外投資プロジェクト へ投入する 通貨、有価証券、現物、知的財産権 もしくは 技術、持分、債権等 の資産および 権益 または 提供する担保の総額 。	【第14条】投資主体が 直接 および 支配する国外企業を通じ プロジェクトへ投入する 通貨、証券、現物、技術、知的財産権、持分、債権等 の資産、 権益 および 提供する融資、担保の総額 。
大口の非敏感類プロジェクト		【第42条】中国側投資額が 3億米ドル 以上の 非敏感類プロジェクト 。
プロジェクト実施前		【第32条】投資主体もしくは 支配する国外企業 が プロジェクト へ 資産、権益 （本弁法第17条に基づく 認可・届出済みのプロジェクトの前期費用 を除く）を投入もしくは 融資、保証 を提供する前。

	『旧弁法』	『11号弁法』
定義等について（つづき）		
プロジェクト完了		【第44条】プロジェクトにおける建設工事竣工、投資対象物の持分もしくは資産の引渡し、中国側投資額の支払完了等の状況。
認可・届出申請について		
オンライン申請		【第7条】投資主体が国外投資管理・サービスネットワークシステムを通じて認可・届出申請を行い、関連情報を報告。国家秘密に係るもしくはネットワークシステムの使用に妥当ではない事項について、紙ベースで資料を提出。
投資主体が2社以上の場合		【第16条】投資額の大きい方がその他の投資家から書面による同意を取得後、認可・届出を申請。各社の投資額が同額の場合、協議の上、合意後にそのうちの1社より申請。
認可申請資料の提出	【第11条】地方企業は 所在地の省級政府の 発展改革部門に申請報告を提出。省級政府の 発展改革部門の審査意見 を取得後、 国家発展改革委員会に報告・送付 。	【第18条】地方企業は 直接認可機関に申請報告 および 関連文書を提出 。
認可申請資料の内容	【第12条】プロジェクト名称、投資主体の状況、 プロジェクトの必要性分析、背景および投資環境の状況、プロジェクト実施内容、投融資案、リスク分析等 。 申請報告には、以下の付属文書を添付しなければならない。 (略)	【第19条】投資主体の状況、プロジェクトの状況（プロジェクト名称、 投資目的地、主要内容・規模、中国側投資額等 ）、 プロジェクトが中国の国家利益および国家安全に与える影響の分析、投資主体によるプロジェクトの真実性に関する声明文 。 申請報告の汎用文書・付属文書リストは 国家発展改革委員会が 発布。
届出申請資料の提出	【第19条】 国家発展改革委員会による届出管理のプロジェクトについて、地方企業は届出申請表および関連文書を所在地の省級政府の発展改革部門に直接提出し、省級政府の発展改革部門が国家発展改革委員会に報告・送付 。	【第29条】 届出管理のプロジェクトについて、投資主体がネットワークシステムを通じ届出機関にプロジェクト届出表および関連文書を提出 。 地方企業の場合、 直接届出機関に提出 。
受理・不受理証憑		【第21条、第30条】認可・届出機関は申請報告・届出表の受理・不受理について、ネットワークシステムを通じ投資主体に告知。投資主体はネットワークシステムを通じ受理もしくは不受理に係る証憑を自らプリントアウトもしくは認可・届出機関に発行を求めることが可能。
認可管理の対象について		
国务院の認可管理	【第7条】中国側投資額20億米ドル以上、ならびに 敏感な国・地域、敏感な業界に係わるプロジェクト 。	

	『旧弁法』	『11号弁法』
認可管理の対象について（つづき）		
国家発展改革委員会の認可管理	【第7条】中国側投資額10億米ドル以上のプロジェクト、敏感な国・地域、敏感な業界に係わるプロジェクト。	【第13条】投資主体が直接もしくは支配する国外企業を通じて展開する敏感類プロジェクト。敏感類プロジェクトには以下を含む。 (1) 敏感な国および地域に係るプロジェクト、 (2) 敏感な業界に係るプロジェクト。
認可条件・期限について		
認可条件	【第18条】 (1) 国の法律・法規および産業政策、 国外投資政策 に合致すること、 (2) 相互利益、共同発展の原則 に合致し、 国家の主権、安全 および 公共利益 に危害を与えず、中国が締結もしくは参加している国際条約に違反しないこと、 (3) 国家の資本項目管理関連規定 に合致すること、 (4) 投資主体が相応の投資実力を備えること 。	【第26条】 (1) 中国の法律・法規に違反しないこと、 (2) 中国の関連発展計画、マクロコントロール政策 、産業政策および 対外開放政策 に違反しないこと、 (3) 中国が締結もしくは参加している国際条約、 協定 に違反しないこと、 (4) 中国の 国家利益 および 国家安全 を脅かさず、損なわないこと。
評価機関の評価期限	【第15条】国家発展改革委員会は、申請報告を受理後、必要がある場合、 5営業日以内 に資質を有する諮問機構に評価を委託。評価期限は、 原則として40営業日を超えない 。	【第23条】認可機関は申請報告を受理後、必要がある場合、 4営業日以内 に諮問機構に評価を委託。 プロジェクトの状況が複雑な場合を除き、評価期限は30営業日を超えてはならない 。状況が複雑な場合、認可機関が同意後、 評価期限を延長可能 。 延長期限は60営業日を超えてはならない 。
認可期限	【第16条】前項規定の認可期限は、諮問機構による評価期間を含めない。	【第25条】前項規定の認可期限には、 関連単位の意見の聴取期間を含む が、諮問機構による評価期間は含まない。
認可文書・届出通知書について		
取得期限	【第25条】 国家発展改革委員会の認可・届出を必要とするプロジェクトについて、最終的な法的拘束効力を有する文書を締結前に 、国家発展改革委員会発行の認可文書・届出通知書を取得。または、 締結文書に発効条件として国家発展改革委員会発行の認可文書・届出通知書の取得と明記 。	【第32条】 認可・届出管理範囲のプロジェクトについて 、投資主体は プロジェクト実施前に プロジェクトの認可文書もしくは届出通知書を取得しなければならない。
取得前の禁止事項	【第24条】投資主体は、認可文書もしくは届出通知書により、外貨、税関、 出入国管理および税收等 の関連手続を行う。規定により認可もしくは届出していないプロジェクトに対し、関連部門は関連手続を行ってはならず、金融機関は 貸付 を実行してはならない。	【第33条】認可・届出管理範囲のプロジェクトについて、有効な認可文書もしくは届出通知書を取得していない場合、外貨管理、税関等の関連部門は関連手続を行わず、金融企業は 関連資金の決済および融資業務 を行わない。

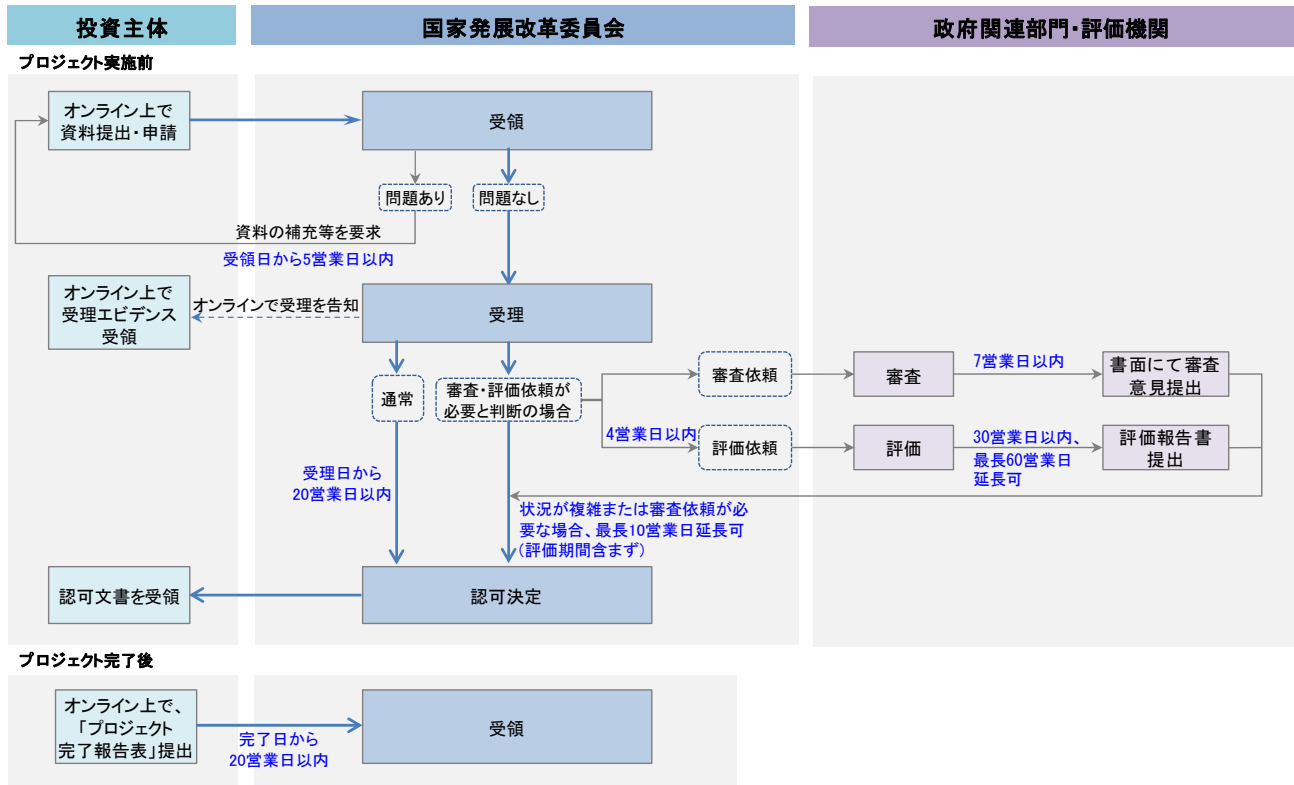
	『旧弁法』	『11号弁法』
認可文書・届出通知書について（つづき）		
認可文書・届出通知書の有効期限	【第26条】建設類プロジェクトの認可文書・届出通知書の有効期限は2年、その他のプロジェクトは1年。	【第35条】認可文書・届出通知書の有効期限は2年。
有効期限延長申請に対する決定期限		【第35条】認可機関は延長申請受理日から20営業日以内に、届出機関は延長申請受理日から7営業日以内に、有効期限の延長を同意するか否かを書面にて決定を下さなければならない。
認可・届出済のプロジェクトの変更申請について		
変更申請	【第23条】以下のいずれかの状況に該当する場合、本弁法第7、8条に基づき 国家発展改革委員会 に変更を申請。 (1) プロジェクトの規模および主要内容に変化が発生、 (2) 投資主体もしくは持分構造に変化が発生、 (3) 中国側投資額 が元の認可・届出から20%およびそれ以上を超える。	【第34条】以下の状況のいずれかが 発生する前に 、投資主体は当該プロジェクトの 認可文書・届出通知書の発行機関 に変更を申請。 (1) 投資主体が増減 、 (2) 投資地に重大な変化が発生 、 (3) 主要内容と規模に 重大な変化が発生 、 (4) 中国側投資額の変動幅 が元の認可・届出金額の20%に達するもしくは超える、または 変動幅が1億米ドルおよびそれ以上 、 (5) 認可文書・届出通知書関連内容に重大な調整を行う必要のあるその他の状況 。
変更申請に対する決定期限		【第34条】認可機関は変更申請受理日から20営業日以内に、届出機関は変更申請受理日から7営業日以内に、変更を同意するか否かを書面にて決定を下さなければならない。
当局の任務・サービス・監督管理について		
任務	【第6条】 企業の国外投資に対するマクロ指導、投資方向誘導および総合サービスを強化、二国間投資協力および対話メカニズムを通じ、投資主体の国外投資プロジェクトのために有利な外部環境を積極的に創造。	【第9条～第12条】 産業政策等の制定、国外投資関連データ等の発布、国際投資ルール制定への参与による健全な投資提携メカニズムの構築、国外利益安全保護体系の構築による中国企業の合法的権益の保護等。
サービス		【第8条】投資主体は国外投資について 国家発展改革委員会 に政策・情報の照会、状況・問題の反映、意見と提案の提出が可能。 【第15条】投資主体は認可・届出機関へ展開予定のプロジェクトが認可・届出の範囲に属するか否かを照会可能。認可・届出機関は遅滞なく告知しなければならない。
監督管理		【第40条】 国家発展改革委員会および省級政府の発展改革部門は同級政府の関連部門と協同監督・管理メカニズムを構築、オンラインモニタリング、面談・書簡照会、抜取検査・事実確認等を通じ監督・検査を行い、法律違反・規則違反行為に対して処理を行う。

	『旧弁法』	『11号弁法』
当局の任務・サービス・監督管理について（つづき）		
プロジェクト 情報報告	【第10条】中国側投資額3億米ドル以上の 国外買収もしくは入札プロジェクトは、投資 主体が実質的な業務を対外展開する前に、国 家発展改革委員会にプロジェクト情報報告 書を送付。	
大口の 非敏感類 プロジェクト 状況報告		【第42条】投資主体は支配する国外企業を通じ て大口の非敏感類プロジェクトを実施する前に ネットワークシステムを通じ「大口の非敏感類プ ロジェクト状況報告表」を提出し、関連情報を国 家発展改革委員会に報告。
重大な不利 状況報告		【第43条】国外投資のプロセスにおいて派遣者 の重大な死傷、国外資産の重大な損失、中国と関 連国家の外交関係を損なう等の重大な不利状況 が発生する場合、投資主体は関連状況が発生日か ら5営業日以内にネットワークシステムを通じ て「重大な不利状況報告表」を提出。
プロジェクト 完了状況報告		【第44条】認可・届出管理範囲のプロジェクト について、投資主体はプロジェクト完了日から 20営業日以内にネットワークシステムを通じて 「プロジェクト完了状況報告表」を提出。
重大事項 関連報告		【第45条】国家発展改革委員会、省級政府の発 展改革部門は国外投資のプロセスにおける重大 事項について投資主体に重大事項質問書簡を発 行。投資主体は書簡に明記される質問事項および 期限に基づき、書面報告を提出。
国外投資の 法律・規則 違反行為記録		【第49条】国家発展改革委員会は「国外投資法 律・規則違反行為記録」を構築し、企業による本 弁法の規定に違反する行為および対応の処罰措 置を公布・更新し、関連情報を全国信用情報共有 プラットフォーム等で公示し、関連部門とともに連 携懲戒を実施。
国外投資の 法律・規則 違反行為	【第28条、第29条】 国外投資プロジェクト 申告過程において法律・法規に違反すること、 関連状況の隠匿・虚偽資料を提供すること、 認可文書・届出通知書を取得せずにプロ ジェクトを無断で実施すること、認可文書・ 届出通知書に基づきプロジェクトを 実施しなかったこと、プロジェクト情報報告 書を送付したが情報報告書の確認書簡を取 得せずに実質的な業務を対外展開したこと。	【第51条～第56条】 悪意を持ってプロジェクト を分割すること、関連状況の隠匿・虚偽資料の提 供等によって認可・届出申請を行うこと、詐欺・ 賄賂等の不当な手段によって認可文書・届出通知 書を取得すること、認可文書・届出通知書を取 得せずにプロジェクトを無断で実施すること、認 可・届出機関の同意を得ずにプロジェクトを無断 で変更すること、報告すべき事項が未報告である こと、不正競争であること、国外投資市場の秩序 を乱すこと、中国の国家利益および国家安全を脅 かす、または損なう行為であること。

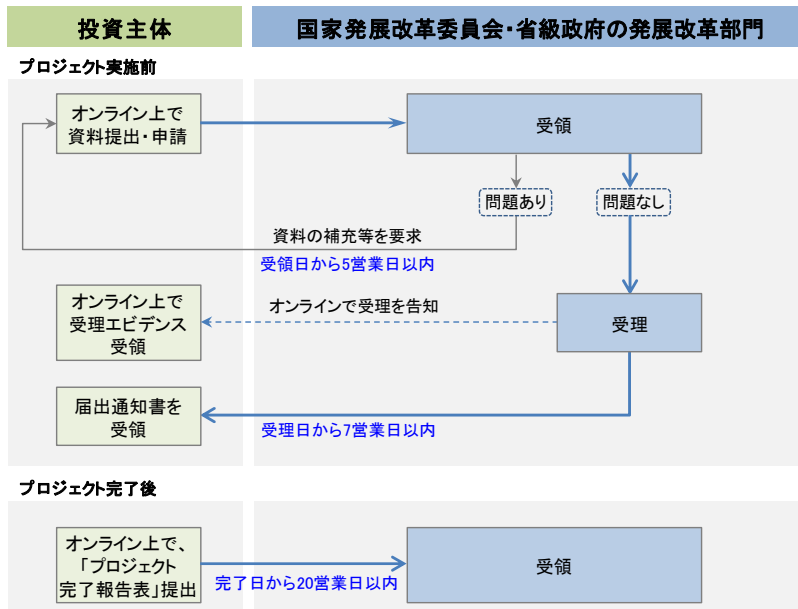
	『旧弁法』	『11号弁法』
当局の任務・サービス・監督管理について（つづき）		
金融企業の法律・規則違反行為への懲戒		【第57条】金融企業が、認可文書・届出通知書を取得していないプロジェクトに融資、担保を提供する場合、国家発展改革委員会は当該規則違反行為を通報し、合わせて関連金融監督管理部門と相談の上で、当該金融企業および関連責任者を処罰。
適用範囲について		
適用される投資	【第2条】中国国内の各種法人（以下「投資主体」という）が新設、合併・買収、資本参加、増資および資本注入等の方式で行う国外投資プロジェクト、ならびに投資主体が融資もしくは担保を提供する等の方式でその国外企業もしくは機構を通じて実施する国外投資プロジェクト。 【第31条】投資主体の国外投資における資本参加もしくは持分投資ファンドの設立は、本弁法を適用する。	【第2条】中国国内の企業（以下「投資主体」という）が直接もしくは 支配する国外企業を通じ 、資産、権益の投入もしくは融資、担保の提供等の方式で、国外所有権、支配権、経営管理権およびその他の関連権益を獲得する投資活動。
本弁法を参照し執行される投資	【第32条】投資主体による香港、マカオ地区での投資。	【第61条～第63条】 非企業組織による国外投資 、投資主体が直接もしくは 支配する企業を通じた 香港、マカオ、 台湾地区 での投資、 投資主体が支配する香港、マカオ、台湾地区の企業を通じた国外投資 、 国内の自然人が支配する国外企業もしくは香港、マカオ、台湾地区の企業を通じた国外投資 。
適用されない投資	【第31条～第32条】自然人および その他の組織による国外投資 、 投資主体の台湾地区での投資 について、本弁法の規定を参照し別途管理弁法を制定。	【第63条】国内の自然人による直接的な国外投資、 国内の自然人による直接的な香港、マカオ、台湾地区での投資 は本弁法を適用しない。

付属資料 2 認可・届出手続きの主なプロセス

[認可手続きの主なプロセス]



[届出手続きの主なプロセス]



注：具体的な手続きについては、国家发展改革委员会もしくは省級政府の发展改革部門にお問い合わせください

(『11号弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

(日本語仮訳)

中華人民共和国国家発展改革委員会令 [2017] 第 11 号

『企業国外投資管理弁法』は、国家発展改革委員会主任弁公室会議の審議を経て可決された。ここに発布し、2018年3月1日より施行する。

主任：何立峰
2017年12月26日

企業国外投資管理弁法

第1章 総則

第1条 国外投資に対するマクロ指導を強化し、国外投資に対する総合サービスを最適化し、国外投資の全プロセスにおける監督・管理を完備化し、国外投資の持続的で健全な発展を促進し、わが国の国家利益および国家安全を維持するため、『中華人民共和国行政許可法』『国務院による投資体制改革に関する決定』『国務院による確かに保留する必要がある行政審査・批准プロジェクトに対する行政許可設定の決定』等の法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法がいう国外投資とは、中華人民共和国国内における企業（以下“投資主体”という）が直接もしくはそれが支配する国外企業を通じて、資産、権益の投入もしくは融資、担保の提供等の方式で、国外所有権、支配権、経営管理権およびその他の関連権益を獲得する投資活動を指す。

前項がいう投資活動には、主に以下の状況を含むがこれに限らない。

- (1) 国外の土地の所有権、使用権等の権益の獲得、
- (2) 国外の天然資源の探査、開発特別許可権等の権益の獲得、
- (3) 国外のインフラ施設の所有権、経営管理権等の権益の獲得、
- (4) 国外の企業もしくは資産の所有権、経営管理権等の権益の獲得、
- (5) 国外の固定資産の新設もしくは増改築、
- (6) 国外企業の新設もしくは既存の国外企業への増資、
- (7) 国外持分投資ファンドの新設もしくは出資、
- (8) 協議、信託等の方式を通じた国外の企業もしくは資産の支配。

本弁法がいう企業には、各種タイプの非金融企業および金融企業を含む。

本弁法がいう支配とは、直接もしくは間接的に企業の半数以上の議決権を有する、もしくは半数以上の議決権を有さないが、企業の経営、財務、人事、技術等の重要事項を支配できることを指す。

第3条 投資主体は法に基づき国外投資の自主権を享受し、自主的に意思決定し、自社でリスクを負う。

第4条 投資主体が国外投資を展開するには、国外投資プロジェクト（以下“プロジェクト”という）に係る認可・届出等の手続きを履行し、関連情報を報告し、監督・検査に協力しなければならない。

第5条 投資主体が国外投資を展開するには、わが国の法律・法規に違反してはならず、わが国の国家利益および国家安全を脅かすもしくは損なってはならない。

第6条 国家発展改革委員会（以下“国家発展改革委”という）は国務院が規定する職責の範囲内において、国外投資主管部門の職責を履行し、わが国の国家利益および国家安全を維持する必要に基づき、国外投資に対してマクロ指導、総合サービスおよび全プロセスにおける管理・監督を行う。

第7条 国家発展改革委は国外投資管理・サービスネットワークシステム（以下“ネットワークシステム”という）を構築する。投資主体はネットワークシステムを通じて認可および届出の手続きを履行し、関連情報を報告することができる。国家機密に係るもしくはネットワークシステムの使用が適切ではない事項について、投資主体は別途紙ベースの資料を使用して提出することができる。ネットワークシステムのオペレーションガイドラインは国家発展改革委が発布する。

第2章 国外投資への指導およびサービス

第8条 投資主体は国外投資について国家発展改革委に政策と情報を諮問し、状況と問題を反映し、意見と建議を提出することができる。

第9条 国家発展改革委は国務院が規定する職責の範囲内において、関連部門とともに国民経済および社会発展の需要に基づき、関連分野の専門計画および産業政策を制定・完善化し、投資主体による国外投資の展開のためにマクロ指導を提供する。

第10条 国家発展改革委は国務院が規定する職責の範囲内において、関連部門とともに国際投資情勢の分析を強化し、国外投資に関するデータ・状況等の情報を発布し、投資主体のために情報サービスを提供する。

第11条 国家発展改革委は国務院が規定する職責の範囲内において、関連部門とともに国際投資ルールの制定に参加し、健全な投資協カメカニズムを構築し、政策的交流および協調を強化し、関連国家および地域がわが国の企業による投資展開のために公平な環境を提供することを推進する。

第12条 国家発展改革委は国務院が規定する職責の範囲内において、国外利益安全保護体系および能力の建設を推進し、投資主体が重大リスクを予防・対応するよう指導し、わが国の企業の合法的権益を保護する。

第3章 国外投資プロジェクトの認可と届出

第1節 認可・届出の範囲

第13条 認可管理を実行する範囲は、投資主体が直接もしくはそれが支配する国外企業を通じて展開する敏感類プロジェクトである。認可機関は国家発展改革委である。

本弁法がいう敏感類プロジェクトには以下を含む。

- (1) 敏感な国および地域に係るプロジェクト、
- (2) 敏感な業界に係るプロジェクト。

本弁法がいう敏感な国および地域には以下を含む。

- (1) わが国と国交を結んでいない国および地域、
- (2) 戦争、内乱が起きている国および地域、
- (3) わが国が締結もしくは参加した国際条約・協定等に基づき、企業がそれに投資することを制限する必要がある国および地域、
- (4) その他の敏感な国および地域。

本弁法がいう敏感な業界には以下を含む。

- (1) 武器装備の研究・開発、生産、保守・修理
- (2) 国境をまたぐ水資源の開発、利用、
- (3) ニュースメディア、
- (4) わが国の法律・法規および関連コントロール政策に基づき、企業の国外投資を制限する必要がある業界。

敏感業界目録は国家発展改革委が発布する。

第14条 届出管理を実行する範囲は、投資主体が直接展開する非敏感類プロジェクトであり、つまり投資主体が直接資産、権益を投入もしくは融資、担保を提供する非敏感類プロジェクトでもある。

届出管理を実行するプロジェクトの中で、投資主体が中央管理企業（中央管理金融企業、国務院もしくは国務院の所属機構が直接管理する企業を含む、以下同じ）の場合、届出機関は国家発展改革委である。投資主体が地方の企業で、かつ中国側の投資額が3億米ドルおよびそれ以上の場合、届出機関は国家発展改革委である。投資主体が地方の企業で、かつ中国側の投資額が3億米ドル以下の場合、届出機関は投資主体登録地における省級政府の発展改革部門である。

本弁法がいう非敏感類プロジェクトとは、敏感な国および地域に係らず、かつ敏感な業界に係らないプロジェクトを指す。

本弁法がいう中国側の投資額とは、投資主体が直接およびそれが支配する国外企業を通じてプロジェクトのために投入する通貨、証券、現物、技術、知的財産権、持分、債権等の資産、権益および提供する融資、担保の総額を指す。

本弁法がいう省級政府の発展改革部門には、各省、自治区、直轄市および計画単列市の人民政府の発展改革部門と新疆生産建設兵団の発展改革部門を含む。

第15条 投資主体は認可・届出機関に対して展開予定のプロジェクトが認可・届出の範囲に属するか否かを諮問することができ、認可・届出機関は遅滞なく通知を与えなければならない。

第16条 2社以上の投資主体が共同で展開するプロジェクトは、投資額の比較的大きい方がその他の投資家に書面の同意を求めた後に認可・届出申請を提出しなければならない。もし各社の投資額が同じである場合、協議して一致した後に、そのうちの1社より認可・届出の申請を提出しなければならない。

第17条 プロジェクトに必要な前期費用（契約履行保証金、保証手数料、仲介サービス費、資源探査費等を含む）の規模が比較的大きい場合、投資主体は本弁法第13条、第14条の規定を参照してプロジェクトの前期費用に対する認可・届出の申請を提出することができる。認可もしくは届出を経たプロジェクトの前期費用はプロジェクトに係る中国側の投資額に計上する。

第2節 認可のプロセスと期限

第18条 認可管理を実行するプロジェクトは、投資主体がネットワークシステムを通じて認可機関にプロジェクトの申請報告を提出し、合わせて関連文書を添付しなければならない。このうち、投資主体が中央管理企業の場合、その集团公司もしくは総会社が認可機関に提出する。投資主体が地方の企業の場合、それが直接認可機関に提出する。

第19条 プロジェクトの申請報告書には以下の内容を含まなければならない。

- (1) 投資主体の状況、
- (2) プロジェクトの状況。プロジェクトの名称、投資目的地、主要内容および規模、中国側の投資額等を含む、
- (3) プロジェクトがわが国の国家利益および国家安全に与える影響の分析、
- (4) 投資主体によるプロジェクトの真実性に関する声明文。

プロジェクトの申請報告書の汎用文書および添付しなければならない文書（以下“付属文書”という）のリストは国家発展改革委が発布する。

第20条 プロジェクトの申請報告書は投資主体が自ら作成することができ、投資主体が自主的に関連の経験および能力を備える仲介サービス機構に作成を委託することもできる。

第21条 プロジェクトの申請報告書および付属文書が揃っており、法定の形式に合致している場合、認可機関は受理しなければならない。

プロジェクトの申請報告書もしくは付属文書が揃っていない、もしくは法定の形式に合致していない場合、認可機関はプロジェクトの申請報告書を受け取った日から5営業日以内に一括で投資主体に補正する必要がある内容を通知しなければならない。期限を超えて通知しない場合は、プロジェクトの申請報告書を受け取った日より即ち受理したとみなす。

認可機関はプロジェクトの申請報告書を受理もしくは受理しないにかかわらず、ネットワークシステムを通じて投資主体に通知しなければならない。投資主体は受理もしくは不受理の証憑が必要な場合、ネットワークシステムを通じて自らがプリントアウトもしくは認可機関に発行を要求することができる。

第22条 プロジェクトが関連部門の職責に係る場合、認可機関は関連部門に相談して7営業日以内に書面の審査意見を発行しなければならない。関連部門が期限を超えて書面の審査意見をフィードバックしない場合、同意とみなす。

第23条 認可機関はプロジェクトの申請報告書を受理した後、確かに必要があれば、4営業日以内に諮問機構に評価を行うことを委託しなければならない。プロジェクトの状況が複雑な場合を除いて、評価の期限は30営業日を超えてはならない。プロジェクトの状況が複雑な場合、認可機関の同意を経て、評価の期限を延長することができる。但し延長の期限は60営業日を超えてはならない。

認可機関は諮問機構による評価の所要時間を投資主体に通知しなければならない。

委託を受けた諮問機構は規定の期限内において評価報告書を提出し、合わせて評価の結論に責任を負わなければならない。

評価費用は認可機関が負担し、諮問機構およびその業務人員は投資主体からいかなる費用も取得してはならない。

第24条 認可機関は関連単位の意見、評価意見等と合わせて、投資主体にプロジェクトの申請報告書の関連内容に対する調整を建議、もしくは投資主体に関連状況または資料に対するさらなる明確化・補充を要求することができる。

第25条 認可機関はプロジェクトの申請報告書を受領した日から 20 営業日以内に認可を与えるか否かの決定を下さなければならない。プロジェクトの状況が複雑もしくは関連単位の意見を聴取する必要がある場合、認可機関の責任者の批准を経て、認可の期限を延長することができるが、但し認可期限の延長は 10 営業日を超えてはならず、合わせて期限延長の理由を投資主体に通知しなければならない。

前項が規定する認可の期限には、関連単位の意見を聴取する時間を含むが、諮問機構による評価の時間は含まない。

第26条 認可機関がプロジェクトに認可を与える条件は以下である。

- (1) わが国の法律・法規に違反しない、
- (2) わが国の関連発展計画、マクロコントロール政策、産業政策および対外開放政策に違反しない、
- (3) わが国が締結もしくは参加している国際条約、協定に違反しない、
- (4) わが国の国家利益および国家安全を脅かさず、損なわない。

第27条 認可条件に合致するプロジェクトに対して、認可機関は認可を与え、合わせて投資主体に書面の認可文書を発行しなければならない。

認可条件に合致しないプロジェクトに対して、認可機関は認可を与えない旨の書面の通知書を発行し、合わせて認可を与えない理由を説明しなければならない。

第28条 プロジェクトが関連法律・法規に違反する、関連計画もしくは政策に違反する、関連国際条約もしくは協定に違反する、わが国の国家利益および国家安全を脅かすもしくは損なう場合、認

可機関は意見の聴取・評価の委託等のプロセスを経ずに、直接認可を与えない決定を下すことができる。

第3節 届出のプロセスと期限

第29条 届出管理を実行するプロジェクトは、投資主体がネットワークシステムを通じて届出機関にプロジェクトの届出表を提出し、合わせて関連文書を添付しなければならない。このうち、投資主体が中央管理企業の場合、その集团公司もしくは総会社が届出機関に提出する。投資主体が地方の企業の場合、それが直接届出機関に提出する。

プロジェクトの届出表の汎用文書および付属文書のリストは国家発展改革委が発布する。

第30条 プロジェクトの届出表および付属文書が揃っており、法定の形式に合致している場合、届出機関は受理しなければならない。

プロジェクトの届出表もしくは付属文書が揃っていない、プロジェクトの届出表もしくは付属文書が法定の形式に合致していない、プロジェクトが届出の管理範囲に属さないもしくはプロジェクトが届出機関の管理権限に属さない場合、届出機関はプロジェクトの届出表を受け取った日から5営業日以内に一括で投資主体に通知しなければならない。期限を超えて通知しない場合、プロジェクトの届出表を受け取った日より即ち受理したとみなす。

届出機関はプロジェクトの届出表を受理もしくは受理しないにかかわらず、ネットワークシステムを通じて投資主体に通知しなければならない。投資主体が受理もしくは不受理の証憑が必要な場合、ネットワークシステムを通じて自らがプリントアウトもしくは届出機関に発行を要求することができる。

第31条 届出機関はプロジェクトの届出表を受理した日から7営業日以内に投資主体に届出通知書を発行する。

届出機関はプロジェクトが関連法律・法規に違反する、関連計画もしくは政策に違反する、関連国際条約もしくは協定に違反する、わが国の国家利益および国家安全を脅かすもしくは損なうことを発見した場合、プロジェクトの届出表を受理した日から7営業日以内に投資主体に届出を与えない旨の書面の通知書を発行し、合わせて届出を与えない理由を説明しなければならない。

第4節 認可・届出の効力、変更および延期

第32条 認可・届出の管理範囲に属するプロジェクトは、投資主体がプロジェクトを実施する前にプロジェクトの認可文書もしくは届出通知書を取得しなければならない。

本弁法がいうプロジェクトを実施する前とは、投資主体もしくはそれが支配する国外企業がプロジェクトに資産、権益（本弁法第17条に基づき認可・届出を行ったプロジェクトの前期費用を除く）を投入もしくは融資、担保を提供する前のことを指す。

第33条 認可・届出の管理範囲に属するプロジェクトについて、投資主体が有効な認可文書もしくは届出通知書を取得していない場合、外貨管理、税関等の関連部門は法に基づき関連手続きを行わず、金融企業は法に基づき関連資金の決済および融資業務を行わない。

第34条 認可・届出を行ったプロジェクトに、以下の状況のいずれかが発生する場合、投資主体は関連状況が発生する前に当該プロジェクトの認可文書もしくは届出通知書の発行機関に変更申請を提出しなければならない。

- (1) 投資主体が増加もしくは減少の場合、
- (2) 投資地点に重大な変化が発生する場合、
- (3) 主要内容と規模に重大な変化が発生する場合、
- (4) 中国側投資額の変動幅がもとの認可・届出金額の20%に達するもしくは超える、もしくは中国側投資額の変動が1億米ドルおよびそれ以上の場合、
- (5) プロジェクトの認可文書もしくは届出通知書の関連内容に重大な調整を行う必要のあるその他の状況。

認可機関は変更申請を受理した日から20営業日以内に認可の変更を同意するか否かを書面にて決定を下さなければならない。届出機関は変更申請を受理した日から7営業日以内に届出の変更を同意するか否かを書面にて決定を下さなければならない。

第35条 認可文書・届出通知書の有効期限は2年である。確かに有効期限を延長する必要がある場合、投資主体は有効期限が満了する30営業日前に当該プロジェクトの認可文書もしくは届出通知書の発行機関に有効期限延長の申請を提出しなければならない。

認可機関は延長申請を受理した日から20営業日以内に認可文書の有効期限の延長を同意するか否かを書面にて決定を下さなければならない。届出機関は延長申請を受理した日から7営業日以内に届出通知書の有効期限の延長を同意するか否かを書面にて決定を下さなければならない。

い。

- 第36条** 認可・届出機関は法に基づき職責を履行し、厳格に定められた権限、プロセス、期限等の要求に基づき認可・届出行為を実施し、行政効率・能力を高め、良質なサービスを提供しなければならない。
- 第37条** 認可・届出機関が実施する認可・届出行為に対して、関連の利害関係者は法に基づき行政上の再議を申請もしくは行政訴訟を提起する権利を有する。
- 第38条** 本弁法が規定する条件に合致しないプロジェクトに対して認可・届出を与える、もしくは本弁法が規定する権限およびプロセスに違反して認可・届出を与える場合、法に基づき取り消さなければならない。
- 第39条** 認可・届出機関は『政府情報公開条例』の規定に基づき認可・届出に関する情報を公開しなければならない。

第4章 国外投資の監督・管理

- 第40条** 国家発展改革委および省級政府の発展改革部門は国外投資に関する法律・法規および政策に基づき、本弁法第13条、第14条が規定する役割分担に基づき、同級政府の関連部門と連合して協同監督・管理メカニズムを構築し、オンラインモニタリング、行政指導・書簡調査、抜取検査・事実確認等の方式を通じて国外投資に対し監督・検査を行い、法律違反・規則違反行為に対し処理を行う。
- 第41条** 投資主体が国外投資の方式をイノベーションし、信用経営の原則を堅持し、不正競争行為を避け、従業員の合法的權益を保障し、当地の公序良俗を尊重し、必要な社会的責任を履行し、生態環境の保護を重視し、中国投資家の良好な印象を確立することを提唱する。
- 第42条** 投資主体はそれが支配する国外企業を通じて大口の非敏感類プロジェクトを展開する場合、投資主体がプロジェクトを実施する前にネットワークシステムを通じて大口の非敏感類プロジェクト状況報告表を提出し、関連情報を国家発展改革委に通知しなければならない。

投資主体が提出する大口の非敏感類プロジェクト状況報告表の内容が完全ではない場合、国家発展改革委は受け取った日から5営業日以内に一括で投資主体に補正する必要がある内容を通知しなければならない。期限を超えて通知しない場合、内容が完全であるとみなす。大口の非敏感類プロジェクト状況報告表の汎用文書は国家発展改革委が発布する。

本弁法がいう大口の非敏感類プロジェクトとは、中国側の投資額が3億米ドルおよびそれ以上の非敏感類プロジェクトを指す。

第43条 国外投資のプロセスにおいて派遣者の重大な死傷、国外資産の重大な損失、わが国と関連国家の外交関係を損なう等の重大な不利状況が発生する場合、投資主体は関連状況が発生した日から5営業日以内にネットワークシステムを通じて、重大な不利状況報告表を提出しなければならない。重大な不利状況報告表の汎用文書は国家発展改革委が発布する。

第44条 認可・届出の管理範囲に属するプロジェクトは、投資主体がプロジェクト完成の日から20営業日以内にネットワークシステムを通じて、プロジェクト完成状況報告表を提出しなければならない。プロジェクト完成状況報告表の汎用文書は国家発展改革委が発布する。

前項がいうプロジェクトの完成とは、プロジェクトに所属する建設工事の竣工、投資対象物の持分もしくは資産の引渡し、中国側投資額の支払完了等の状況を指す。

第45条 国家発展改革委、省級政府の発展改革部門は国外投資の過程における重大事項について、投資主体に重大事項質問書簡を発行することができる。投資主体は重大事項質問書簡に明記されている質問事項および期限の要求に基づき、書面の報告書を提出しなければならない。

国家発展改革委、省級政府の発展改革部門は確かに必要があると認識する場合、重大事項質問書簡および投資主体が提出した書面の報告書を公示することができる。

第46条 投資主体は本弁法第42条、第43条、第44条、第45条の規定に基づき関連報告書もしくは書面の報告書を提出した後、証憑が必要な場合、ネットワークシステムを通じて自ら提出完了の証憑をプリントアウトすることができる。

第47条 国家発展改革委、省級政府の発展改革部門はそれが把握している国際・国内経済社会の運行状況およびリスク状況に基づき、投資主体もしくは利害関係者にリスクを提示することができ、投資主体もしくは利害関係者の参考とする。

第48条 投資主体は自身がネットワークシステムおよびオフラインを通じて提出する各種資料の真実性、合法性、完全性に責任を負わなければならない、虚偽、誤解を招く陳述および重大な遺漏があつてはならない。

第49条 関連部門および単位、駐国外大使館・領事館等は、企業が本弁法の規定に違反することを発見した場合、認可・届出機関に通知することができる。公民、法人もしくはその他の組織は、企

業が本弁法の規定に違反することを発見した場合、事実に基づき認可・届出機関に通報することができる。

国家発展改革委は国外投資法律違反・規則違反行為記録を構築し、企業の本弁法規定に違反する行為および相応の処罰措置を公布・更新し、関連情報を全国信用情報共有プラットフォーム、国家企業信用情報公示システム、“信用中国”ウェブサイト等に組み入れて公示し、関連部門および単位とともに連携懲戒を実施する。

第5章 法律責任

第50条 国家発展改革委の業務人員に以下の行為のいずれかがある場合、それに期限付きの是正を命令し、合わせて法に基づき関連責任者の行政責任を追及する。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

- (1) 職権を乱用し、職務を怠慢し、私利を図り、賄賂を要求・受領する場合、
- (2) 本弁法が規定するプロセスおよび条件に違反してプロジェクトの認可・届出を行う場合、
- (3) 本弁法の規定に違反するその他の行為。

第51条 投資主体が悪意をもってプロジェクトを分割し、関連状況を隠ぺいもしくは虚偽の資料を提供する等の手段を通じて認可・届出を申請する場合、認可・届出機関は受理しないもしくは認可・届出を与えず、投資主体および主要責任者に対し警告をする。

第52条 投資主体が詐欺、賄賂等の不正手段を通じてプロジェクトの認可文書もしくは届出通知書を取得した場合、認可・届出機関は当該認可文書もしくは届出通知書を取り消し、投資主体および主要責任者に対し警告をしなければならない。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第53条 認可・届出管理の範囲に属するプロジェクトは、投資主体に以下の行為のいずれかがある場合、認可・届出機関は投資主体に当該プロジェクトの実施を中止もしくは停止させ、合わせて期限付きの是正を命令し、投資主体および関連責任者に対し警告をする。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

- (1) 認可文書もしくは届出通知書を取得しないまま無断で実施する場合、
- (2) 認可・届出の変更手続きを履行しなければならないが、認可・届出機関の同意を得ないまま無断で変更を実施するもの。

第54条 投資主体に以下の行為のいずれかがある場合、国家発展改革委もしくは投資主体登録地における省級政府の発展改革部門は投資主体に期限付きの是正を命令する。情状が重大もしくは期限を超えて是正しない場合、投資主体および関連責任者に対し警告をする。

(1) 本弁法第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条の規定に基づき関連情報を報告していない場合、

(2) 本弁法第 48 条の規定に違反する場合。

第55条 投資主体が国外投資の過程において不正競争行為を実施し、国外投資市場の秩序を乱す場合、国家発展改革委もしくは投資主体登録地における省級政府の発展改革部門は投資主体に当該プロジェクトの展開を中止もしくは停止させ、合わせて期限付きの是正を命令し、投資主体および主要責任者に対し警告をする。

第56条 国外投資がわが国の国家利益および国家安全を脅かす場合、国家発展改革委もしくは投資主体登録地における省級政府の発展改革部門は、投資主体にプロジェクトの実施を中止させ、合わせて期限付きの是正を命令する。

国外投資がわが国の国家利益および国家安全を損なう場合、国家発展改革委もしくは投資主体登録地における省級政府の発展改革部門は、投資主体にプロジェクトの実施を停止させ、期限付きの是正および救済措置を講じることを命令し、投資主体および関連責任者に対し警告をする。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

投資主体が本弁法第 43 条の規定に基づき遅滞なく重大な不利状況報告表を提出し、合わせて積極的に改める場合、本条規定による行政処罰を減輕もしくは免除することができる。

第57条 金融企業が認可・届出の管理範囲に属するが、認可文書もしくは届出通知書を取得していないプロジェクトに融資、担保を提供する場合、国家発展改革委は当該規則違反行為を通報し、合わせて関連金融監督管理部門に相談して、法律・法規に基づき当該金融企業および関連責任者を処罰する。

第 6 章 附則

第58条 各省級政府の発展改革部門は現地企業の国外投資に対する指導、サービスおよび監督・管理を強化しなければならないが、本弁法の規定に基づき具体的な実施弁法を制定することができる。

第59条 国家発展改革委は省級政府の発展改革部門による国外投資管理業務に対して指導および監督を行い、発見した問題に対し遅滞なく是正する。

第60条 認可・届出機関とその業務人員、および認可機関より意見を聴取、認可機関の委託を受けて評価を行う単位とその業務人員は、法に基づき投資主体が本弁法に基づいて提供した資料に対して商業秘密保持の義務を負う。

第61条 事業単位、社会团体等の非企業組織が国外において投資を展開する場合、本弁法を参照して執行する。

第62条 投資主体が直接もしくはそれが支配する企業を通じて香港・マカオ・台湾地区において投資を展開する場合、本弁法を参照して執行する。

投資主体はそれが支配する香港・マカオ・台湾地区の企業を通じて国外において投資を展開する場合、本弁法を参照して執行する。

第63条 国内の自然人はそれが支配する国外企業もしくは香港・マカオ・台湾地区の企業を通じて国外において投資を展開する場合、本弁法を参照して執行する。

国内の自然人が直接国外において投資を展開する場合は本弁法を適用しない。国内の自然人が直接香港・マカオ・台湾地区において投資を展開する場合は本弁法を適用しない。

第64条 法律、行政法規に国外投資管理に対する専門的な規定がある場合、その規定に従う。

第65条 本弁法は国家発展改革委が解釈の責任を負う。

第66条 本弁法は2018年3月1日より施行する。『国外投資プロジェクト認可および届出管理弁法』（国家発展改革委員会令第9号）は同時に廃止する。

(中国語原文)

中华人民共和国国家发展和改革委员会令〔2017〕第11号

《企业境外投资管理办法》已经国家发展和改革委员会主任办公会议审议通过，现予公布，自2018年3月1日起施行。

主任：何立峰

2017年12月26日

企业境外投资管理办法

第一章 总则

第一条 为加强境外投资宏观指导，优化境外投资综合服务，完善境外投资全程监管，促进境外投资持续健康发展，维护我国国家利益和国家安全，根据《中华人民共和国行政许可法》《国务院关于投资体制改革的决定》《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》等法律法规，制定本办法。

第二条 本办法所称境外投资，是指中华人民共和国境内企业（以下称“投资主体”）直接或通过其控制的境外企业，以投入资产、权益或提供融资、担保等方式，获得境外所有权、控制权、经营管理权及其他相关权益的投资活动。

前款所称投资活动，主要包括但不限于下列情形：

- （一）获得境外土地所有权、使用权等权益；
- （二）获得境外自然资源勘探、开发特许权等权益；
- （三）获得境外基础设施所有权、经营管理权等权益；
- （四）获得境外企业或资产所有权、经营管理权等权益；
- （五）新建或改扩建境外固定资产；
- （六）新建境外企业或向既有境外企业增加投资；
- （七）新设或参股境外股权投资基金；
- （八）通过协议、信托等方式控制境外企业或资产。

本办法所称企业，包括各种类型的非金融企业和金融企业。

本办法所称控制，是指直接或间接拥有企业半数以上表决权，或虽不拥有半数以上表决权，但能够支配企业的经营、财务、人事、技术等重要事项。

第三条 投资主体依法享有境外投资自主权，自主决策、自担风险。

第四条 投资主体开展境外投资，应当履行境外投资项目（以下称“项目”）核准、备案等手续，报告有关信息，配合监督检查。

第五条 投资主体开展境外投资，不得违反我国法律法规，不得威胁或损害我国国家利益和国家安全。

第六条 国家发展和改革委员会（以下称“国家发展改革委”）在国务院规定的职责范围内，履行境外投资主管部门职责，根据维护我国国家利益和国家的需要，对境外投资进行宏观指导、综合服务和全程监督。

第七条 国家发展改革委建立境外投资管理和服务网络系统（以下称“网络系统”）。投资主体可以通过网络系统履行核准和备案手续、报告有关信息；涉及国家秘密或不适宜使用网络系统的事项，投资主体可以另行使用纸质材料提交。网络系统操作指南由国家发展改革委发布。

第二章 境外投资指导和服务

第八条 投资主体可以就境外投资向国家发展改革委咨询政策和信息、反映情况和问题、提出意见和建议。

第九条 国家发展改革委在国务院规定的职责范围内，会同有关部门根据国民经济和社会发展的需要制定完善相关领域专项规划及产业政策，为投资主体开展境外投资提供宏观指导。

第十条 国家发展改革委在国务院规定的职责范围内，会同有关部门加强国际投资形势分析，发布境外投资有关数据、情况等信息，为投资主体提供信息服务。

第十一条 国家发展改革委在国务院规定的职责范围内，会同有关部门参与国际投资规则制定，建立健全投资合作机制，加强政策交流和协调，推动有关国家和地区为我国企业开展投资提供公平环境。

第十二条 国家发展改革委在国务院规定的职责范围内，推动海外利益安全保护体系和能力建设，指导投资主体防范和应对重大风险，维护我国企业合法权益。

第三章 境外投资项目核准和备案

第一节 核准、备案的范围

第十三条 实行核准管理的范围是投资主体直接或通过其控制的境外企业开展的敏感类项目。核准机关是国家发展改革委。

本办法所称敏感类项目包括：

- (一) 涉及敏感国家和地区的项目；
- (二) 涉及敏感行业的项目。

本办法所称敏感国家和地区包括：

- (一) 与我国未建交的国家或地区；
- (二) 发生战争、内乱的国家或地区；
- (三) 根据我国缔结或参加的国际条约、协定等，需要限制企业对其投资的国家或地区；
- (四) 其他敏感国家和地区。

本办法所称敏感行业包括：

- (一) 武器装备的研制生产维修；
- (二) 跨境水资源开发利用；
- (三) 新闻传媒；
- (四) 根据我国法律法规和有关调控政策，需要限制企业境外投资的行业。

敏感行业目录由国家发展改革委发布。

第十四条 实行备案管理的范围是投资主体直接开展的非敏感类项目，也即涉及投资主体直接投入资产、权益或提供融资、担保的非敏感类项目。

实行备案管理的项目中，投资主体是中央管理企业（含中央管理金融企业、国务院或国务院所属机构直接管理的企业，下同）的，备案机关是国家发展改革委；投资主体是地方企业，且中方投资额3亿美元及以上的，备案机关是国家发展改革委；投资主体是地方企业，且中方投资额3亿美元以下的，备案机关是投资主体注册地的省级政府发展改革部门。

本办法所称非敏感类项目，是指不涉及敏感国家和地区且不涉及敏感行业的项目。

本办法所称中方投资额，是指投资主体直接以及通过其控制的境外企业为项目投入的货币、证券、实物、技术、知识产权、股权、债权等资产、权益以及提供融资、担保的总额。

本办法所称省级政府发展改革部门，包括各省、自治区、直辖市及计划单列市人民政府发展改革部门和新疆生产建设兵团发展改革部门。

第十五条 投资主体可以向核准、备案机关咨询开展的项目是否属于核准、备案范围，核准、备案机关应当及时予以告知。

第十六条 两个以上投资主体共同开展的项目，应当由投资额较大一方在征求其他投资方书面同意后提出核准、备案申请。如各方投资额相等，应当协商一致后由其中一方提出核准、备案申请。

第十七条 对项目所需前期费用（包括履约保证金、保函手续费、中介服务费、资源勘探费等）规模较大的，投资主体可以参照本办法第十三条、第十四条规定对项目前期费用提出核准、备案申请。经核准或备案的项目前期费用计入项目中方投资额。

第二节 核准的程序和时限

第十八条 实行核准管理的项目，投资主体应当通过网络系统向核准机关提交项目申请报告并附具有关文件。其中，投资主体是中央管理企业的，由其集团公司或总公司向核准机关提交；投资主体是地方企业的，由其直接向核准机关提交。

第十九条 项目申请报告应当包括以下内容：

- （一）投资主体情况；
- （二）项目情况，包括项目名称、投资目的地、主要内容和规模、中方投资额等；
- （三）项目对我国国家利益和国家安全的影响分析；
- （四）投资主体关于项目真实性的声明。

项目申请报告的通用文本以及应当附具的文件（以下称“附件”）清单由国家发展改革委发布。

第二十条 项目申请报告可以由投资主体自行编写，也可以由投资主体自主委托具有相关经验和能力的中介服务机构编写。

第二十一条 项目申请报告和附件齐全、符合法定形式的，核准机关应当予以受理。
项目申请报告或附件不齐全、不符合法定形式的，核准机关应当在收到项目申请报告之日起5个工作日内一次性告知投资主体需要补正的内容。逾期不告知的，自收到项目申请报告之日起即为受理。

核准机关受理或不予受理项目申请报告，都应当通过网络系统告知投资主体。投资主体需要受理或不予受理凭证的，可以通过网络系统自行打印或要求核准机关出具。

第二十二条 项目涉及有关部门职责的，核准机关应当商情有关部门在 7 个工作日内出具书面审查意见。有关部门逾期没有反馈书面审查意见的，视为同意。

第二十三条 核准机关在受理项目申请报告后，如确有必要，应当在 4 个工作日内委托咨询机构进行评估。除项目情况复杂的，评估时限不得超过 30 个工作日。项目情况复杂的，经核准机关同意，可以延长评估时限，但延长的时限不得超过 60 个工作日。

核准机关应当将咨询机构进行评估所需的时间告知投资主体。

接受委托的咨询机构应当在规定时限内提出评估报告，并对评估结论承担责任。

评估费用由核准机关承担，咨询机构及其工作人员不得收取投资主体任何费用。

第二十四条 核准机关可以结合有关单位意见、评估意见等，建议投资主体对项目申请报告有关内容进行调整，或要求投资主体对有关情况或材料作进一步澄清、补充。

第二十五条 核准机关应当在受理项目申请报告后 20 个工作日内作出是否予以核准的决定。项目情况复杂或需要征求有关单位意见的，经核准机关负责人批准，可以延长核准时限，但延长的核准时限不得超过 10 个工作日，并应当将延长时限的理由告知投资主体。

前款规定的核准时限，包括征求有关单位意见的时间，不包括咨询机构评估的时间。

第二十六条 核准机关对项目予以核准的条件为：

- (一) 不违反我国法律法规；
- (二) 不违反我国有关发展规划、宏观调控政策、产业政策和对外开放政策；
- (三) 不违反我国缔结或参加的国际条约、协定；
- (四) 不威胁、不损害我国国家利益和国家安全。

第二十七条 对符合核准条件的项目，核准机关应当予以核准，并向投资主体出具书面核准文件。

对不符合核准条件的项目，核准机关应当出具不予核准书面通知，并说明不予核准的理由。

第二十八条 项目违反有关法律法规、违反有关规划政策、违反有关国际条约或协定、威胁或损害我国国家利益和国家安全的，核准机关可以不经过征求意见、委托评估等程序，直接作出不予核准的决定。

第三节 备案的程序和时限

第二十九条 实行备案管理的项目，投资主体应当通过网络系统向备案机关提交项目备案表并附具有关文件。其中，投资主体是中央管理企业的，由其集团公司或总公司向备案机关提交；投资主体是地方企业的，由其直接向备案机关提交。

项目备案表格式文本及附件清单由国家发展改革委发布。

第三十条 项目备案表和附件齐全、符合法定形式的，备案机关应当予以受理。

项目备案表或附件不齐全、项目备案表或附件不符合法定形式、项目不属于备案管理范围、项目不属于备案机关管理权限的，备案机关应当在收到项目备案表之日起5个工作日内一次性告知投资主体。逾期不告知的，自收到项目备案表之日起即为受理。

备案机关受理或不予受理项目备案表，都应当通过网络系统告知投资主体。投资主体需要受理或不予受理凭证的，可以通过网络系统自行打印或要求备案机关出具。

第三十一条 备案机关在受理项目备案表之日起7个工作日内向投资主体出具备案通知书。

备案机关发现项目违反有关法律法规、违反有关规划或政策、违反有关国际条约或协定、威胁或损害我国国家利益和国家安全的，应当在受理项目备案表之日起7个工作日内向投资主体出具不予备案书面通知，并说明不予备案的理由。

第四节 核准、备案的效力、变更和延期

第三十二条 属于核准、备案管理范围的项目，投资主体应当在项目实施前取得项目核准文件或备案通知书。

本办法所称项目实施前，是指投资主体或其控制的境外企业为项目投入资产、权益（已按照本办法第十七条办理核准、备案的项目前期费用除外）或提供融资、担保之前。

第三十三条 属于核准、备案管理范围的项目，投资主体未取得有效核准文件或备案通知书的，外汇管理、

海关等有关部门依法不予办理相关手续，金融企业依法不予办理相关资金结算和融资业务。

第三十四条 已核准、备案的项目，发生下列情形之一的，投资主体应当在有关情形发生前向出具该项目核准文件或备案通知书的机关提出变更申请：

- (一) 投资主体增加或减少；
- (二) 投资地点发生重大变化；
- (三) 主要内容和规模发生重大变化；
- (四) 中方投资额变化幅度达到或超过原核准、备案金额的 20%，或中方投资额变化 1 亿美元及以上；
- (五) 需要对项目核准文件或备案通知书有关内容进行重大调整的其他情形。

核准机关应当在受理变更申请之日起 20 个工作日内作出是否同意变更核准的书面决定。备案机关应当在受理变更申请之日起 7 个工作日内作出是否同意变更备案的书面决定。

第三十五条 核准文件、备案通知书有效期 2 年。确需延长有效期的，投资主体应当在有效期届满的 30 个工作日前向出具该项目核准文件或备案通知书的机关提出延长有效期的申请。

核准机关应当在受理延期申请之日起 20 个工作日内作出是否同意延长核准文件有效期的书面决定。备案机关应当在受理延期申请之日起 7 个工作日内作出是否同意延长备案通知书有效期的书面决定。

第三十六条 核准、备案机关应当依法履行职责，严格按照规定权限、程序、时限等要求实施核准、备案行为，提高行政效能，提供优质服务。

第三十七条 对核准、备案机关实施的核准、备案行为，相关利害关系人有权依法申请行政复议或提起行政诉讼。

第三十八条 对不符合本办法规定条件的项目予以核准、备案，或违反本办法规定权限和程序予以核准、备案的，应当依法予以撤销。

第三十九条 核准、备案机关应当按照《政府信息公开条例》规定将核准、备案有关信息予以公开。

第四章 境外投资监管

第四十条 国家发展改革委和省级政府发展改革部门根据境外投资有关法律法规和政策，按照本办法第十三条、第十四条规定的分工，联合同级政府有关部门建立协同监管机制，通过在线监测、约谈函询、抽查核实等方式对境外投资进行监督检查，对违法违规行为予以处理。

第四十一条 倡导投资主体创新境外投资方式、坚持诚信经营原则、避免不正当竞争行为、保障员工合法权益、尊重当地公序良俗、履行必要社会责任、注重生态环境保护、树立中国投资者良好形象。

第四十二条 投资主体通过其控制的境外企业开展大额非敏感类项目的，投资主体应当在项目实施前通过网络系统提交大额非敏感类项目情况报告表，将有关信息告知国家发展改革委。

投资主体提交的大额非敏感类项目情况报告表内容不完整的，国家发展改革委应当在收到之日起 5 个工作日内一次性告知投资主体需要补正的内容。逾期不告知的，视作内容完整。大额非敏感类项目情况报告表格式文本由国家发展改革委发布。

本办法所称大额非敏感类项目，是指中方投资额 3 亿美元及以上的非敏感类项目。

第四十三条 境外投资过程中发生外派人员重大伤亡、境外资产重大损失、损害我国与有关国家外交关系等重大不利情况的，投资主体应当在有关情况发生之日起 5 个工作日内通过网络系统提交重大不利情况报告表。重大不利情况报告表格式文本由国家发展改革委发布。

第四十四条 属于核准、备案管理范围的项目，投资主体应当在项目完成之日起 20 个工作日内通过网络系统提交项目完成情况报告表。项目完成情况报告表格式文本由国家发展改革委发布。

前款所称项目完成，是指项目所属的建设工程竣工、投资标的股权或资产交割、中方投资额支出完毕等情形。

第四十五条 国家发展改革委、省级政府发展改革部门可就境外投资过程中的重大事项向投资主体发出重大事项问询函。投资主体应当按照重大事项问询函载明的问询事项和时限要求提交书面报告。

国家发展改革委、省级政府发展改革部门认为确有必要的，可以公示重大事项问询函及投资主体提交的书面报告。

第四十六条 投资主体按照本办法第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条规定提交有关报告

表或书面报告后，需要凭证的，可以通过网络系统自行打印提交完成凭证。

第四十七条 国家发展改革委、省级政府发展改革部门可以根据其掌握的国际国内经济社会运行情况和风险状况，向投资主体或利益相关方发出风险提示，供投资主体或利益相关方参考。

第四十八条 投资主体应当对自身通过网络系统和线下提交的各类材料的真实性、合法性、完整性负责，不得有虚假、误导性陈述和重大遗漏。

第四十九条 有关部门和单位、驻外使领馆等发现企业违反本办法规定的，可以告知核准、备案机关。公民、法人或其他组织发现企业违反本办法规定的，可以据实向核准、备案机关举报。

国家发展改革委建立境外投资违法违规行为记录，公布并更新企业违反本办法规定的行为及相应的处罚措施，将有关信息纳入全国信用信息共享平台、国家企业信用信息公示系统、“信用中国”网站等进行公示，会同有关部门和单位实施联合惩戒。

第五章 法律责任

第五十条 国家发展改革委工作人员有下列行为之一的，责令其限期改正，并依法追究有关责任人的行政责任；构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- (一) 滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿的；
- (二) 违反本办法规定程序和条件办理项目核准、备案的；
- (三) 其他违反本办法规定的行为。

第五十一条 投资主体通过恶意分拆项目、隐瞒有关情况或提供虚假材料等手段申请核准、备案的，核准、备案机关不予受理或不予核准、备案，对投资主体及主要责任人处以警告。

第五十二条 投资主体通过欺骗、贿赂等不正当手段取得项目核准文件或备案通知书的，核准、备案机关应当撤销该核准文件或备案通知书，对投资主体及主要责任人处以警告；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第五十三条 属于核准、备案管理范围的项目，投资主体有下列行为之一的，由核准、备案机关责令投资主体中止或停止实施该项目并限期改正，对投资主体及有关责任人处以警告；构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- (一) 未取得核准文件或备案通知书而擅自实施的；
- (二) 应当履行核准、备案变更手续，但未经核准、备案机关同意而擅自实施变更的。

第五十四条 投资主体有下列行为之一的，由国家发展改革委或投资主体注册地的省级政府发展改革部门责令投资主体限期改正；情节严重或逾期不改正的，对投资主体及有关责任人处以警告：

- (一) 未按本办法第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条规定报告有关信息的；
- (二) 违反本办法第四十八条规定的。

第五十五条 投资主体在境外投资过程中实施不正当竞争行为、扰乱境外投资市场秩序的，由国家发展改革委或投资主体注册地的省级政府发展改革部门责令投资主体中止或停止开展该项目并限期改正，对投资主体及主要责任人处以警告。

第五十六条 境外投资威胁我国国家利益和国家安全的，由国家发展改革委或投资主体注册地的省级政府发展改革部门责令投资主体中止实施项目并限期改正。

境外投资损害我国国家利益和国家安全的，由国家发展改革委或投资主体注册地的省级政府发展改革部门责令投资主体停止实施项目、限期改正并采取补救措施，对投资主体及有关责任人处以警告；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

投资主体按照本办法第四十三条规定及时提交重大不利情况报告表并主动改正的，可以减轻或免除本条规定的行政处罚。

第五十七条 金融企业为属于核准、备案管理范围但未取得核准文件或备案通知书的项目提供融资、担保的，由国家发展改革委通报该违规行为并商请有关金融监管部门依法依规处罚该金融企业有关责任人。

第六章 附则

第五十八条 各省级政府发展改革部门要加强对本地企业境外投资的指导、服务和监管，可以按照本办法的规定制定具体实施办法。

第五十九条 国家发展改革委对省级政府发展改革部门的境外投资管理工作进行指导和监督，对发现的问题及时予以纠正。

第六十条 核准、备案机关及其工作人员，以及被核准机关征求意见、受核准机关委托进行评估的单位及其工作人员，依法对投资主体根据本办法提交的材料负有保守商业秘密的义务。

第六十一条 事业单位、社会团体等非企业组织对境外开展投资参照本办法执行。

第六十二条 投资主体直接或通过其控制的企业对香港、澳门、台湾地区开展投资的，参照本办法执行。

投资主体通过其控制的香港、澳门、台湾地区企业对境外开展投资的，参照本办法执行。

第六十三条 境内自然人通过其控制的境外企业或香港、澳门、台湾地区企业对境外开展投资的，参照本办法执行。

境内自然人直接对境外开展投资不适用本办法。境内自然人直接对香港、澳门、台湾地区开展投资不适用本办法。

第六十四条 法律、行政法规对境外投资管理有专门规定的，从其规定。

第六十五条 本办法由国家发展改革委负责解释。

第六十六条 本办法自 2018 年 3 月 1 日起施行。《境外投资项目核准和备案管理办法》（国家发展和改革委员会令 第 9 号）同时废止。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。